

今後の久留米市子ども・子育て会議について

1 久留米市子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第72条第1項各号の事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

また、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議し、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

2 こども基本法に基づく対応

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」（以下「法」という）では、次のとおり市町村に責務等を課している。

(1) 地方公共団体の責務（法第5条）

地方公共団体は、法第4条で定める基本理念を勘案して、こども施策に関し、国等と連携を図り、地域のこどもの状況に応じた施策を策定・実施する責務がある。

(2) 市町村こども計画の策定（法第10条）

市町村は、国が策定するこども大綱や都道府県こども計画を踏まえて、市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」という）を定めるよう努める。

3 こども大綱の策定

こども基本法では、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」を置き、「こども大綱」の案を作成することとしている。また、この「こども大綱」では、子ども・若者育成支援の推進、少子化社会対策や子どもの貧困対策が盛り込まれる見込みであり、令和5年内に閣議決定される予定となっている。

4 今後の久留米市子ども・子育て会議

久留米市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項各号の事項を処理することを主たる目的として、「くるめ子どもの笑顔プラン」に関する意見を述べてきた。

一方で、「こども大綱」が策定されたのちには、久留米市においても、子ども・若者育成支援の推進、少子化社会対策や子どもの貧困対策も含めた「こどもに関する総合計画」に関して意見を述べる役割を持つ付属機関が必要となる。

したがって、久留米市子ども・子育て会議の役割をどうするのか、国の動向も踏まえて検討する。